

笠松町指定公金事務取扱者の指定等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定等に関する事務の取扱いについて、法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）、笠松町会計規則（昭和40年笠松町規則第6号。以下「会計規則」という。）及び笠松町町税等の収納事務の委託に関する規則（平成26年笠松町規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法、令、施行規則及び会計規則で使用する用語の例による。

(指定及び承認に係る審査基準)

第3条 指定公金事務取扱者の指定を行おうとする歳入科目を所管する課等の長（以下「担当課等の長」という。）は、法第243条の2第1項の規定による町長の指定（以下「指定公金事務取扱者の指定」という。）又は同条第5項若しくは第6項の規定による町長の承認をするに際して、当該指定を受けようとする者若しくは公金事務の一部の委託又は再委託を受けようとする者が令第173条第1号及び第2号に規定する要件に該当するかどうかを判断するに当たっては、次の各号に掲げる要件につき当該各号に定める事項を満たすことを審査しなければならない。

(1) 令第173条第1号に規定する要件

- ア 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。
- イ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

(2) 令第173条第2号に規定する要件

- ア 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。
- イ コンプライアンス体制、個人情報管理体制等の業務執行体制が十分に整備

されていること。

2 担当課等の長は、前項の審査を行うに当たって、指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者又は公金事務の一部の委託若しくは再委託を受けようとする者に対し、次の各号に掲げる書類等の提出を求めるものとする。

- (1) 会社概要を記載した書類
  - (2) 法人の登記事項証明書類
  - (3) 指定の申出をする日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益通算書その他これらに準ずるもの
  - (4) 公金事務に係る業務の人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書類
  - (5) 個人情報保護及び法令遵守に関する方針及び体制を記載した書類
  - (6) その他担当課等の長が審査にあたって必要と認める書類
- (指定公金事務取扱者の指定)

第4条 担当課等の長は、指定公金事務取扱者の指定をしようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

- (1) 指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者が令第173条第1号及び第2号に規定する要件のいずれにも該当し、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であること。
- (2) 指定公金事務取扱者に委託する公金事務に係る歳入等又は歳出
- (3) 公金事務を委託する日又は委託期間

2 担当課等の長は、施行規則第12条の2の12第3項において準用する同条第1項の申出書の提出があった場合において、その申出につき指定公金事務取扱者の指定をしたときはその旨を指定公金事務取扱者指定通知書（様式第1号）により、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を指定公金事務取扱者不指定通知書（様式第2号）により、当該申出書を提出した者に通知しなければならない。

3 町長は、指定公金事務取扱者の指定をしたときは、法第243条の2第2項に規定する事項を告示しなければならない。

4 担当課等の長は、施行規則第12条の2の15第2項において準用する同条第1項の届出書の提出があった場合は、当該届出に係る事項を会計管理者に通知しなければならない。

5 町長は、法第243条の2第3項に規定する届出があったときは、同条第4項

の規定に基づき、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(公金事務の一部の委託又は再委託)

第5条 担当課等の長は、法第243条の2第5項又は同条第6項（同条第7項の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による町長の承認（以下この条において「公金事務の一部の委託又は再委託の承認」という。）をしようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

(1) 法第243条の2第5項又は第6項の規定により公金事務の一部の委託又は再委託を受けようとする者が令第173条第1号及び第2号に規定する要件のいずれにも該当し、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であること。

(2) 委託又は再委託をする公金事務

2 担当課等の長は、法第243条の2第5項の規定による申出又は同条第6項の規定による申出があった場合において、その申出につき公金事務の一部の委託又は再委託の承認をしたときはその旨を指定公金事務取扱者の一部委託（再委託）承認通知書（様式第3号）により、公金事務の一部の委託又は再委託の承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を指定公金事務取扱者の一部委託（再委託）不承認通知書（様式第4号）により、当該申出書を提出した指定公金事務取扱者に通知しなければならない。

(指定の取消し)

第6条 担当課等の長は、法第243条の2の3第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ同項各号のいずれかに該当すること及びその理由について、会計管理者に協議しなければならない。

2 担当課等の長は、指定公金事務取扱者の指定を取り消したときは、その旨及びその理由を指定公金事務取扱者指定取消通知書（様式第5号）により、当該指定の取消しを受けた者に対して通知しなければならない。

3 町長は、指定公金事務取扱者の指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項を法第243条の2の3第2項の規定により告示しなければならない。

(1) 指定を取り消した指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

(2) 指定を取り消した指定公金事務取扱者に委託していた公金事務に係る歳入等又は歳出

(3) 取消年月日

(申出書等の様式)

第7条 次の各号に掲げる申出書等は、当該各号に定める様式に準じたものとする。

(1) 指定公金事務取扱者の指定に係る申出書 様式第6号

(2) 法第243条の2第3項の規定による変更に係る届出書 様式第7号

(3) 法第243条の2第5項の規定による町長の承認に係る申出書 様式第8号

(4) 法第243条の2第6項の規定による町長の承認に係る申出書 様式第9号

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、笠松町指定公金事務取扱者の指定等に関する事務取扱に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。